

貯水槽(水タンク)の管理について 定期的に点検・清掃を!



◎受水槽や高置水槽の管理は、建物の管理者(所有者)の責任です!

貯水槽水道(受水槽や高置水槽のある建物)を使用している場合、貯水槽以降の水質の管理は建物の所有者または管理者が行うことになっています。

安全でおいしい水道水を配水管から届けても、受水槽や高置水槽などの内部が不衛生では、安心して水道水を飲むことができません。管理が不適切な場合が見受けられますので、十分な衛生管理をお願いします。

貯水槽水道

タンク容量 → 簡易専用水道
10m³を超える

- └ 水道法により清掃及び検査が義務付けられています。(下記管理基準参照)
- └ 検査、指導等は福祉保健所が行っているため、各種届出、報告です。

タンク容量 → 小規模貯水槽水道
10m³以下

- └ 簡易専用水道に準じて管理するよう努めなければなりません。(西原町給水条例)
- └ 設置者と利用者が同一の戸建住宅(一般家庭)は管理基準の対象外ですが、適正な管理を心がけてください。

〔管理基準〕

1〔貯水槽の清掃〕 1年以内に1回、定期的に貯水槽(タンク)の清掃を行い、清掃時に水槽内の破損や劣化の点検を行います。	2〔貯水槽の点検〕 有害物、汚水等に汚染されていないか、水槽内に異物の混入がないかなど、定期的に点検を行います。	3〔水質検査の実施〕 1年以内に1回以上、定期的に水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する水質の検査を行います。	4〔給水停止及び利用者への周知〕 供給する水が人の健康を害するおそれがあると分かったときはただちに給水を停止し、その水を使用することが危険であることを関係者に周知してください。
---	--	---	--

※貯水槽清掃業、同水質検査業の登録業者については南部福祉保健所(☎889-6799)、または建設部上下水道課へお問い合わせください。

○第56回水道週間 平成26年度水道週間スローガン 「おいしいな だいじなお水 ごくごくり」

毎年6月1日から7日は「水道週間」です。水道利用者の理解と関心を深めるため、全国的に広報活動を中心としたさまざまな関連行事が催されます。本町でも下記記事を予定しています。

- ・節水パレード 6月2日 14:00 【西原町管工事協同組合との共催。車両による広報パレード】
- ・水道施設見学 6月2日・9日・16日、7月1日 【町立各小学校の4年生を対象に西原浄水場等を施設見学】

「安全でおいしい水道水推進運動実施中!」

お問い合わせ 建設部上下水道課 ☎945-4934

下水道接続工事の補助金(平成26年度)がスタートします 公共下水道接続促進事業補助金交付制度

敷地内の排水設備工事(浄化槽などから下水道への切替工事)に補助金を助成する制度が、平成25年7月から国の沖縄振興公共投資交付金を活用して始まりました。

この制度を広く町民のみなさまに活用していただき、きれいな海や川を守り、快適な生活環境の向上を図るために、公共下水道への早めの接続をお願いします。

なお、下表に記載されている建物が補助金の助成対象です。詳しい内容は町のホームページをご覧ください。なお、建設部上下水道課へお問い合わせください。(補助金申請の受付は6月20日からを予定しています。)

合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽または汲み取り式便所を設置している建物
工事費が5万円以上の場合…5万円	工事費が10万円以上の場合…10万円
工事費が5万円未満の場合…工事にかかった金額	工事費が10万円未満の場合…工事にかかった金額

※新築建物の工事は除きます。

※補助対象は公共下水道に接続可能になった年から翌々年の12月末日

「最後の開庁日」までに申請したものが対象。平成25年以前に接続可能になった区域は、平成27年12月28日までに申請したもの。

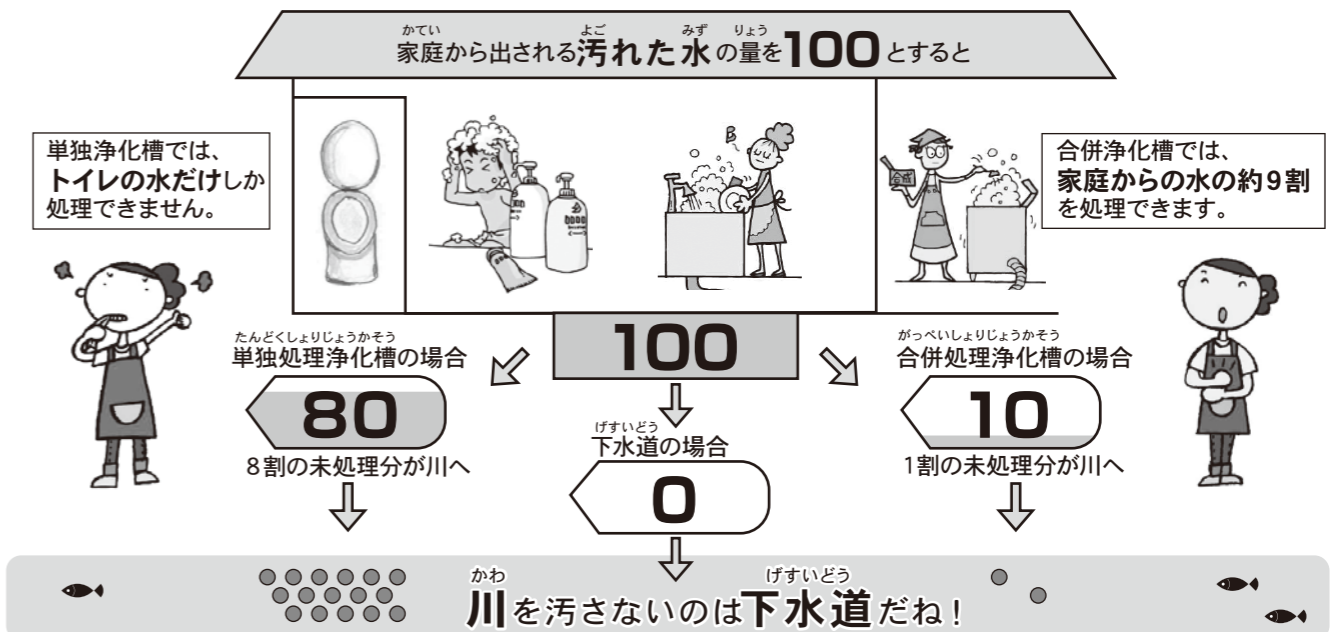
※申請は補助要綱の条件に合うもので、各年度の申込は、12月末日(最後の開庁日)までとなっています。なお、詳しい内容については建設部上下水道課へお問い合わせください。

お問い合わせ 建設部上下水道課 下水道係 ☎945-4934

下水道に接続しよう

下水道は、家庭から出た生活排水をもとのきれいな水にしてくれます。

西原浄化センターの完成に伴い、一部の地域で下水道が使用できるようになっています。今後、年次ごとに整備を進め、供用開始区域を増やしていきます。お住まいの地域が下水道処理区域になりましたら、きれいな川を取り戻すため、早めに下水道への接続を行いましょ。



お問い合わせ 建設部上下水道課 下水道係 ☎945-4934